

相続時精算課税制度の適用チェック表（一般用）

このチェック表は、平成30年中に受けた贈与について、相続時精算課税制度を適用することができるかどうかをチェックするための表です。ご自分でチェックの上、贈与税の申告書及び添付書類とともに提出してください。

なお、一度この制度の適用を受けると、適用した年分以降にこの制度に係る贈与者（贈与をした人）から贈与を受けた財産については、暦年課税を適用することはできず、贈与を受けた財産の価額が110万円以下でも申告が必要になりますので、十分注意してください。

		氏 名		
チ ェ ッ ク 項 目 (チェック項目のすべてについて「該当」となった場合には、原則としてこの制度を選択することができます。)			該 当	非該当
1	贈与者は、昭和33年1月2日以前に生まれた方ですか。		は い	いいえ
2	あなたは、平成10年1月2日以前に生まれた方ですか。		は い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫などをいい、養子を含みます。）である推定相続人又は贈与者の孫ですか。		は い	いいえ

相続時精算課税制度を適用する場合には、次の表に掲げる書類を贈与税の申告書に添付しなければなりません。

添 付 書 類	
1	相続時精算課税選択届出書
2	贈与を受けた人（あなた）の戸籍謄本（抄本）その他の書類で、次の内容を証する書類（贈与を受けた日以後に作成されたものに限りません。） ① 贈与を受けた人の氏名、生年月日 ② 贈与を受けた人が贈与者の推定相続人又は孫であること (注) 贈与を受けた人が贈与者の孫である場合、贈与者の子の戸籍謄本（抄本）も必要です。
3	贈与を受けた人（あなた）の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与を受けた人が20歳に達した時以後（平成15年1月1日以後でも可）の住所又は居所を証する書類（贈与を受けた日以後に作成されたものに限りません。） (注) 平成7年1月3日以後に生まれた方は、上記書類の添付は必要ありません。
4	贈与をした人の住民票の写しその他の書類で次の内容を証する書類（贈与を受けた日以後に作成されたものに限りません。） ① 贈与をした人の氏名、生年月日 ② 贈与をした人が60歳に達した時以後（平成15年1月1日以後でも可）の住所又は居所